

令和7年7月15日

被保険者の皆様へ

石川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療資格確認書について（お知らせ）

現在お持ちの被保険者証・資格確認書（桜色）の有効期限は、令和7年7月31日です。

8月1日以降は、同封しました新しい資格確認書（水色、有効期限：令和8年7月31日）をお使いください。

なお、これまでお送りしていた被保険者証は、令和6年12月に廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、マイナ保険証を基本とする仕組みになりました。今年度はその移行期間として、マイナ保険証の有無にかかわらず、全ての方に令和8年7月末まで使える「資格確認書」をお届けいたします。マイナ保険証での受付が難しい方でも「資格確認書」で医療を受けられますので、ご安心ください。詳しくは、同封のリーフレット等をご覧ください。

被保険者の皆様におかれましては、制度の趣旨にご理解をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

<今回お送りするもの> ※この添書を除く

- 1 資格確認書（水色）
- 2 後期高齢者医療制度のご案内（冊子）
- 3 後期高齢者医療制度に関するお知らせ
（リーフレットA3）
- 4 「医療機関・薬局の受付の際には、保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください」
（リーフレットA3）

※ 現在お持ちの桜色の被保険者証・資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証は、8月1日以降は使用できません。裁断するなど、ご自身で破棄してください。

（裏面記載有り）

【資格確認書にかかる注意事項】

- 1 資格確認書には、医療機関等を受診した場合の自己負担割合が記載されています。
前年（令和6年）の所得等の状況により自己負担割合が変更になっている場合がありますのでご注意ください。詳しくは、同封の冊子をご覧ください。
- 2 有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正等により自己負担割合等が変更になった場合は、新しい資格確認書が交付されます。
これに伴い、旧資格確認書は使用できなくなりますので、お住まいの市町の後期高齢者医療制度担当窓口へすみやかに返還してください。
- 3 新しい資格確認書（水色）は、令和7年6月26日現在の被保険者情報に基づき作成しています。6月27日以降、資格確認書の記載内容に変更が生じた場合は、お住まいの市町の後期高齢者医療制度担当窓口までご連絡ください。
なお、資格確認書では住所の印字がなくなりましたので、裏面の住所欄に事前にご記入ください。また、住所変更の際は、ご自身で訂正してください。
- 4 限度額適用・標準負担額減額認定証などの廃止に伴い、限度区分、長期入院該当日や特定疾病区分などの記載事項は、資格確認書に併記されることになりました。
一斉交付以降に該当した方で、併記を希望される場合は申請が必要ですので、お住いの市町の窓口にて申請ください。
- 5 要配慮者などの理由につきマイナ保険証での受診が困難な場合は、お住まいの市町に申請することで、以降継続して資格確認書の交付を受けることができます。
- 6 紛失等により、資格確認書を再発行する場合は、お住まいの市町の後期高齢者医療制度担当窓口にお問い合わせください。

【資格確認書についてのお問い合わせ先】

石川県後期高齢者医療広域連合、またはお住まいの市町の「後期高齢者医療制度担当窓口」にお問い合わせください。

◎各市町のお問い合わせ先については、同封の冊子裏面をご覧ください。

◎石川県後期高齢者医療広域連合

〒920-0968 石川県金沢市幸町12番1号（石川県幸町庁舎5階）

電話（076）223-0140

HP（URL） <http://www.ishikawa-kouiki.jp/>